

# 花之木地区おたすけ隊規約

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この隊は、花之木地区民の助け合い・支え合い活動の一環として、同地区内に居住する者及び日常不在管理者への生活全般に係るお手伝い活動を行い、地域の安全・安心を増進し景観維持に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 この隊は、花之木地区おたすけ隊と称する。

### (活動地区)

第3条 この隊の活動地区は、伊賀市花之木の区域とする。

### (組織及び事務局の所在地)

第4条 この隊は、花之木地区内の大野木、法花、七本木、大内区に其々活動する4支部から構成し、花之木地区住民自治協議会（以下「自治協」という。）がこれを統括し、事務局を伊賀市大内 791 の 1（花之木地区市民センター内）に置く。

第5条 支部の代表を支部長と称し、支部を運営管理する役員並びに隊員で構成し、細則及び内規等必要であれば規定し、その概要は支部に一任する。

## 第2章 作 業

第6条 この隊は、支部内の要請者より申し出があった次の作業を行う。

- (1) 作業受付及び可否は支部が行い、支部内で完結する。
- (2) 住宅敷地内及び隣接地の草刈り、草引き。
- (3) 庭木の軽微な剪定（整枝を含まない）。
- (4) 家庭用の電灯等の交換。
- (5) その他重量物の移動等要請者との協議に基づく作業。
- (6) 市民センター内に保管する自治協所有の機械器具を使用する場合、事前に持ち出し書に記入し、終了後速やかに返却する。
- (7) 細部に関しては支部の細則、内規に準ずる。

## 第3章 作業料金

第7条 作業料金の決定

- (1) 作業料金はこの隊の支部代表者会議にて創案し、自治協役員会の決定後施行する。

## 第4章 隊の構成

第8条 この隊の隊員は次のとおりとする。

- (1) 花之木地区に居住し、この隊の目的及び規約に賛同し各支部に入隊届を提出した者。
- (2) その他支部代表者が認めた者であって、この隊の目的及び規約に賛同する者。
- (3) 各支部は隊員名簿を自治協事務局に提出する。

#### (入隊)

第9条 入隊者は、支部所定の入隊届に必要事項を記入の上、支部代表者に提出する。

#### (退隊)

第10条 退隊は、支部所定の退隊届を支部代表者に提出することにより、任意に退隊することができる。

### 第5章 報酬

第11条 この隊の作業者には報酬を支払う。

- (1) 作業に使用した個人の小型機材（草刈り機、チェーンソー等）の使用料は支払わない。また破損・紛失した場合も同様とする。
- (2) 作業時において、自治協が所有する機械器具のみ使用の場合は別途規定の料金とする。
- (3) 報酬は自治協が支部を通して作業者に支払う。

### 第6章 傷害保険

第12条 作業実施時の怪我等に対する保証は、自治協が加入する世帯保険の範囲内において保証する。

### 第7章 支部の組織及び運営

第13条 各支部の役員及び運営については、支部毎の細則、内規に準ずる。

### 第8章 会議

第14条 会議は花之木地区おたすけ隊代表者会議と称する。

第15条 会議は、自治協会長、4地区区長、4支部代表者、自治協事務局長をもって構成する。

第16条 会議は自治協会長が必要に応じて招集する。

第17条 規約及び作業料金の改定は代表者会議において創案し、自治協役員会において決定する。

### 付則

- 1 この規約は、令和7年11月1日から施行する。